

第8回 下水道施設の運営における PPP/PFI の活用に関する検討会 議事要旨（案）

1. 日 時：平成 25 年 12 月 12 日（木）13:30～15:20

2. 場 所：全日通霞が関ビル 8 階大会議室

3. 出席者

座長	東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻教授	滝沢 智
委員	公益社団法人日本下水道協会技術研究部長兼技術指針課長	片桐 晃
"	東京大学大学院経済学研究科・経済学部特任講師	小枝 淳子
"	株式会社みずほ銀行ストラクチャードファイナンス営業部長	酒井 秀晃
"	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士	高橋 玲路
"	上智大学法学研究科法曹養成専攻准教授	松井 智予
オブザーバー	一般社団法人全国上下水道コンサルタント協会専務理事	櫻井 克信
"	公益社団法人日本下水管路管理業協会	田村 司郎
"	一般社団法人日本下水道施設業協会専務理事	堀江 信之
"	一般社団法人日本下水道施設管理業協会	與三本 肇
事務局	国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課	
"	株式会社日本コン・新日本有限責任監査法人共同提案体	

4. 概 要

事務局から配布資料について説明が行われた後、質疑応答を行った。主な議事は以下のとおりである。各委員、オブザーバーからの追加意見は 25 日までに事務局にメールでご連絡いただくこととし、パブリックコメントに掲載するガイドライン素案の修正は座長に一任することで了承された。

- ・ 本日出席できない委員から、事前に送付した資料について次の意見がよせられているので、ガイドラインの内容を充実させる。
 - ❖ 応募者の提案の質向上等、記載されている必要性に加え、「競争性、公平性の担保のため」についても記載した方がよい。

- ❖ モニタリングの必要性をもう少し書き込む方がよい。（要求水準未達に対してペナルティを課す場合、それに至るまでのモニタリング結果が必要。下水道管理者として最終的な責任を負うために不可欠。）
- ❖ 下水道管理者としての責務（＝事業の『適正な』実施を担保すること）に対して責任を負えるだけの体制整備（外部機関による補完も含めて）が重要。
- ・ 契約解除したあと新しい業者がやるまでの間はどうするのか。業務の継続性のための手当が必要と考える。
 - 下水処理は止められないので、継続性が重要である。管理者が事業を接收してやつていく方法もある。
- ・ インフラ系の PPP で長期契約では事業の継続性をどう担保するかが議論になる。海外の案件では運営権者が使っている下請けとの契約に何かあったときに公共との契約に切り替わるようにしている例がある。契約解除から実際に事業が切り替わるまでことを契約に書くことが必要で、最終精算が済んでお金を渡すのは引き継ぎが終わってからとするなどテクニカル面でのことがある。
- ・ 日本の PFI では運転管理している会社が SPC の構成会社となっているので下請けではない場合が多い。コンセッションでは料金徴収の継続も必要になる。
- ・ ハイパーインフレで運営権者がつぶれることも不可抗力に入っているか、瑕疵担保をどのように扱うかをどのようなスキームとして考えているか。
 - ガイドラインは例示で個別の議論にゆだねることになる。
- ・ コンセッションを導入しても既存債務が全額償還できるとは限らないが、全額償還できないことがボトルネックになっては前進もない。VFM があるなら、債務は一部償還でも許容できる旨を明示しておけば、公共側のネックも取り扱えるのでは。
- ・ 素案 P.20 で、下水道使用料水準を固定して応募者が運営権対価を提案するとなつては、下水道使用料を上げた場合には運営権対価が過小評価されていたことになるので使用料単価の不確実に留意が必要である。
 - 不確実性には、事業者に不利になる面もあり、上に行くリスクと下に行くリスクと両面がある。
- ・ 応募者間の競争にあたって、公平性を担保するために下水道使用料水準を仮に与えて提案を求めるもので、特定された後の実際の下水道使用料は別という理解でよい。
 - 運営権者が收受する使用料の幅は条例に定められ、議会のチェックが働く。経営が健全なのに使用料の上限が上がるということにならない。契約においても使用料の上限と幅、変更方法が規定される。
- ・ 不可抗力による契約解除の場合、発生した損害は双方で負担するのが妥当とあるが、コンセッションフィーを払ってすぐに不可抗力が起きた場合を考えると、民間事業者からすると厳しい条項に思う。
 - 下水道事業は停止した場合の影響が大きい。通常の事業サイクルに戻す措置が必要

で、不可抗力発生時も、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象となる場合は国からの災害復旧支援があり、それ以外の場合でも介入要否は都度協議を実施するフローを考えている。個別ケースにもよるが、まずはかかる事態が発生しない考え方を整理することが重要と考える。

- ・ 指定管理者の制度について示した方がいいのでは。
→指定管理者制度との併用が必須なのか任意なのか議論があり、国全体としての動きと調整が必要となっている。
- ・ 指定管理者は保険の被保険者となるが、包括的民間委託では被保険者とならない。運営権者が被保険者とならない場合もあるのでは。
- ・ 保険は保険会社が判断するが、運営権は事例がないので保険会社の方針もまだなのでは。個人的には運営権者の権限は物に対する支配力は指定管理者より強いので、指定管理者ができるのであれば運営権者もできるのでは。
- ・ 企業会計を義務づけることをしていないのは、コスト面の課題等があるからか。
→企業会計の方がやりやすいが、企業会計非適用先は不可、となると、多くの自治体では検討の俎上にも載せられなくなる。できる限り企業会計の適用が望ましいが、労力的コスト的にできないのであれば可能な情報でやらざるを得ない。
- ・ 改築更新工事の契約の取扱と財源構成の扱いで、何が自由にできるのかという枠を作ることで効果が変わってくる。契約期間中に発生する改築更新の手続きが大変になると何のためにやっているのかということになる。契約当初からコミットされる金額か、予算措置でいくらになるのかわからないことになるのかの枠組みは難しいが重要である。
- ・ 下水道管理者の規模はいろいろあるので、小さな規模の管理者にとってのメニューがわかる様にして欲しい。
- ・ 参考あるいは導入部分で海外のことを記述できないか。
→総論的なことを参考として盛り込むのは可能である。
- ・ コスト削減による収支上のアップサイド等は、公共としてもそのメリット享受を期待する部分であり、それを運営権対価にどう盛り込むか重要である。
- ・ 民間事業者が地域の事業者を活用する部分があると自治体としても進めやすいのでは。
- ・ ペンディングの部分はどの部分で書き込めるのか。
→パブリックコメントの前には記載する様にしたい。
- ・ 収益施設併設型では、それぞれの事業で採算がとれているかを区分して確認する必要がある。
- ・ 処理場の更新計画の妥当性が課題である。大規模自治体では目安があるが中小では現状でもやられていないので、更新を標準耐用年数の1.5倍で暫定的な計画をたてざるを得ない課題がある。
- ・ 下水道のコンセッションはフランスのコンセッション方式と違うので制度を整理して欲しい。

- ・用語の説明書があるといい。

以上